

## 中野区環境基本計画の基本的事項等について

2021 年度に第 3 次中野区環境基本計画を改定するにあたり、改定後の中野区環境基本計画の基本的事項等について、以下の通り定めるものとする。

### 1. 中野区環境基本計画の範囲

中野区環境基本条例第 4 条及び第 11 条に基づき、以下の事項についての計画を策定するものとする。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) みどり、水、土壌、大気、動植物等からなる自然環境の保全に関すること。
- (3) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- (4) 人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。
- (6) まちの美化、良好な景観の保全に関すること。
- (7) (1)～(6)に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

※現行計画では「地球温暖化対策を中心」に計画を定めている。

### 2. 中野区環境基本計画の位置付け

中野区環境基本計画は、「中野区基本構想」及び「中野区基本計画」を実現するための個別計画である。「中野区みどりの基本計画」、「中野区一般廃棄物処理基本計画」、「中野区都市計画マスタープラン」及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」等と整合を図るとともに、同法に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を含むものとする。また改定後の中野区環境基本計画は、新たに気候変動適応法第 12 条に定める「地域気候変動適応計画」を含むものとする。

### 3. 中野区環境基本計画で描くまちの姿

第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）によって採択された「パリ協定」や国連総会によって採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」、「地球温暖化対策計画（環境省）」、「東京都環境基本計画」、「中野区基本構想」及び「中野区基本計画」等をふまえ、2030 年度を指すべき将来像として設定する。

### 4. SDGs の考え方の活用

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と、その中に掲げられた「持続可能な開発目標」（SDGs）を受け、「第五次環境基本計画（環境省）」は、SDGs の考え方を活用し、環境・経済・社会の総合的向上を具体化するとある。改定後の中野区環境基本計画もこれらを受け、SDGs の考え方をふまえたものとする。